

基 発 第 0331005 号

平成 16 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の
一部を改正する省令の施行について

標記について、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 16 年厚生労働省令第 73 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成 16 年 4 月 1 日から施行されることとなったので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の内容

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 35 号。以下「改正法」という。）附則第 7 条の規定により炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号）第 8 条の規定に基づく介護料は廃止されたところであるが、改正法附則第 8 条の規定により、改正法の施行の日（平成 8 年 4 月 1 日）の前日において介護料の支給を受ける権利を有していた被災労働者について、改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第 8 条の規定は、なおその効力を有することとされている。

それに伴い、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 8 年労働省令第 6 号。以下「平成 8 年省令」という。）第 3 条の規定により削除された介護料の額を規定する炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和 42 年労働省令第 28 号）第 7 条についても、平成 8 年省令附則第 6 条の規定により、当該被災労働者について、なおその効力を有することとされているところであるが、今般、当該介護料の額を、次のように改正するものである。

(1) 常時監視及び介助を要するものについての介護料の額

月額 56,950 円（その月において、介護に要する費用として支出された費用の額が 56,950 円を超える場合は、当該支出された費用の額（その額が 104,970 円を超えるときは、104,970 円）

- (2) 常時監視を要し、随時介助を要するものについての介護料の額
月額 42,710円（その月において、介護に要する費用として支出された費用の額が42,710円を超える場合は、当該支出された費用の額（その額が78,730円を超えるときは、78,730円））
- (3) 常時監視を要するが通常は介助を要しないものについての介護料の額
月額 28,480円（その月において、介護に要する費用として支出された費用の額が28,480円を超える場合は、当該支出された費用の額（その額が52,490円を超えるときは、52,490円））

2 施行期日等

この改正省令は、平成16年4月1日から施行される。

また、平成16年3月以前の月に係る介護料の金額については、平成16年4月以後に支給する場合であっても、なお従前の例によること（改正省令附則第2項）。

3 関係通達の改正

これに伴い、昭和42年10月25日付け基発第995号通達（以下「昭和42年施行通達」という。）の一部を次のとおり改正し、平成16年4月1日以後の月に係る介護料の金額について適用する。

- (1) 「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成8年4月10日付け基発第228号。以下「平成8年施行通達」という。）記の3(2)によりなおその効力を有するものとされる平成8年施行通達記の3(1)による改正前の昭和42年施行通達記の第8の3中「57,580円」を「56,950円」に、「106,100円」を「104,970円」に、「43,190円」を「42,710円」に、「79,580円」を「78,730円」に、「28,790円」を「28,480円」に、「53,050円」を「52,490円」に改める。
- (2) 同記の第8の4中「57,580円、43,190円又は28,790円」を「56,950円、42,710円又は28,480円」に改める。

○厚生労働省令第七十三号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条第二項の規定に基づき、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

厚生労働大臣 坂口 力

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第七条第三項中「五万七千五百八十円、四万三千百九十円又は二万八千七百九十

十円」を「五万六千九百五十円、四万二千七百十円又は二万八千四百八十円」に改め、同条第四項中「十万六千百円、七万九千五百八十円又は五万三千五十円」を「十万四千九百七十円、七万八千七百三十円又は五万二千四百九十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十六年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

○ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案
 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）（抄）

改 正 案	現 行
<p>(介護料)</p> <p>第七条 (第一項及び第二項 略)</p> <p>3 第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき五万六千九百五十円、四万二千七百十円又は二万八千四百八十円とする。</p> <p>4 その月において介護に要する費用として支出された費用の額が、前項の介護の程度に応じ同項に規定する額を超える場合には、第一項の介護料の金額は、前項の規定にかかわらず、当該支出された費用の額（その額が、同項の介護の程度に応じ、十万四千九百七十円、七万八千七百三十円又は五万二千四百九十円を超えるときは、それぞれの場合に応じ、十万四千九百七十円、七万八千七百三十円又は五万二千四百九十円）とする。</p>	<p>(介護料)</p> <p>第七条 (第一項及び第二項 略)</p> <p>3 第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき五万七千五百八十円、四万三千百九十円又は二万八千七百九十円とする。</p> <p>4 その月において介護に要する費用として支出された費用の額が、前項の介護の程度に応じ同項に規定する額を超える場合には、第一項の介護料の金額は、前項の規定にかかわらず、当該支出された費用の額（その額が、同項の介護の程度に応じ、十万六千四百円、七万九千五百八十円又は五万三千五百十円を超えるときは、それぞれの場合に応じ、十万六千四百円、七万九千五百八十円又は五万三千五百十円）とする。</p>